

川崎市公告第818号

川崎都市計画ごみ焼却場の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和7年4月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画ごみ焼却場の変更（1号堤根ごみ焼却場）

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

なし

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

川崎市 川崎区 堤根地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎19階）

川崎区役所市政資料コーナー（川崎区東田町8）

川崎区役所大師支所仮庁舎（川崎区台町26-7）

川崎区役所田島支所仮庁舎（川崎区田島町20-23）

幸区役所情報コーナー（川崎市幸区戸手本町1-11-1）

幸区役所日吉出張所（川崎市幸区南加瀬1-7-17）

川崎市立川崎図書館（川崎市川崎区駅前本町12-1 かわさき駅前タワーリパーク）

4階)

川崎市立幸図書館（川崎市幸区戸手本町1－11－2）

※都市計画課、川崎市役所、大師支所、田島支所、幸区役所及び日吉出張所は、平日の午前8時30分から午後5時まで。

※川崎図書館及び幸図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土曜日・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

4 縦覧期間

令和7年4月23日（水）から令和7年5月7日（水）まで